

諮詢序：環境大臣

諮詢日：令和7年7月22日（令和7年（行情）諮詢第832号）、同年8月6日（同第894号）及び同月7日（同第899号ないし同第901号）

答申日：令和7年12月24日（令和7年度（行情）答申第743号ないし同第747号）

事件名：廃棄物処理に関して特定の判断をしている場合のその理由が分かる文書等の開示決定に関する件（文書の特定）

廃棄物処理に関して特定の判断をしている場合のその理由が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

廃棄物処理に関して特定の確認をするために作成・取得している文書等の開示決定に関する件（文書の特定）

廃棄物処理に関して特定の判断をしている場合のその理由が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

廃棄物処理に関して特定の事務処理の内容が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書11」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙1の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年3月10日付け環循適発第2503102号並びに同月17日付け同第2503175号、同第25031720号ないし同第25031727号及び同第25031734号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分11」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね別紙2のとおりである。

第3 質問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和7年1月8日付け及び同月15日付けで本件請求文書の各開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は令和7年1月9日付け及び同月16日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和7年3月10日付け及び同月17日付けで審査請求人に対し、行政文書の開示を行う旨の各決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し審査請求人は令和7年4月21日付け及び同年5月7日付で処分庁に対して原処分について「求めている行政文書には該当しないため、該当文書を開示するよう求める。」などという趣旨の各審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和7年4月22日付け及び同年5月8日付けで受理した。
- (4) 本件審査請求について検討を行ったが、審査請求人が開示を求めている行政文書は不存在であるため、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に質問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

- (1) 本件請求文書1について（原処分1）（質問第832号）

各市町村の一般廃棄物処理計画については、環境省において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に従った適正な計画か否かについて判断している事実はなく、また、循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に代える場合を除き、一般廃棄物処理計画の策定は交付要件となっていないことから、計画策定の有無に関わらず本要綱に基づき交付決定をしている（一般廃棄物処理計画の策定有無が、循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）の交付決定を妨げるものではない。）ことを踏まえ、交付要綱の開示決定を行ったものである。

- (2) 本件請求文書2について（原処分2）（質問第894号）

廃棄物処理法4条3項において、国の責務として市町村及び都道府県に対し技術的及び財政的支援を与えることとされている。廃棄物処理法6条1項において、市町村は一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされており、ごみ処理基本計画策定指針は、市町村が一般廃棄物処理計画を策定するにあたり参考となるよう、国の責務の一つである技術的支援の一環として作成したものである。

循環交付金は、廃棄物処理法5条の2に規定する基本方針に沿って作成した地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるものであり、交付要綱第2の1において、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つように努め、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施」に要する経費に充てることが定められている。そのため、循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、各市町村の一般廃棄物処理計画は交付要件ではなく、さらに、環境省が各市町村の一般廃棄物処理計画を廃棄物処理法に従った適正な計画か否かについて判断している事実はない

（ただし、交付要綱において一般廃棄物処理計画に施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置付けられている場合は、地域計画に代えることができるとしている。）。

以上のことから、ごみ処理基本計画策定指針は飽くまで、廃棄物処理法に基づく技術的援助として策定されたものであることから、同指針に対する環境省の法制度上の責務（同指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していない市町村に対する環境省の法制度上の責務を含む。）の具体的な内容が分かる行政文書として法9条1項に基づき「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を開示したものである。

（3）本件請求文書3ないし本件請求文書5について（原処分3、原処分4及び原処分7）（諮問第899号）

循環交付金の交付決定に当たり、「循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について」に基づき、交付申請書の確認を行っているため当該文書を開示したもの。

（4）本件請求文書6ないし本件請求文書10について（原処分5、原処分6及び原処分9ないし原処分11）（諮問第900号）

交付要綱において、一般廃棄物処理計画（地域計画に代える場合は除く。）は交付要件とはなっていないため、循環交付金については、一般廃棄物処理計画の有無に関わらず交付要綱に基づき交付を決定しているところ。

また、交付要綱第1において、「循環交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付

要綱に定めるところにより行うものとする。」と規定されており、補助金適正化法3条1項の規定に基づき適正な事務処理を行っていることから交付要綱を開示したもの。

(5) 本件請求文書11について（原処分8）（諮問第901号）

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14において、交付決定後に生じた事情変更等により、交付対象事業を遂行することができない場合等には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる旨が定められていることから、開示請求人が求めている行政文書であると判断して、当該文書を開示したもの。

3 審査請求人の主張

（略）

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は該当する行政文書の再特定とその開示を求めているので、その主張（本件請求文書の保有の有無）について検討する。

(1) 本件請求文書1について（原処分1）（諮問第832号）

ア 審査請求人は、原処分1をもって開示決定をした交付要綱については、あくまでも内規で定められた行政上の基準であり、法律上の基準ではないことから当該交付要綱だけを理由に廃棄物処理法4条1項に基づく市町村の責務や、同条3項に基づく国の責務を放棄・免除することはできないと解し、交付要綱に関わらず、廃棄物処理法に従った適切な一般廃棄物処理計画を策定していることが、循環交付金の交付要件となっていると述べており、廃棄物処理法の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村に対して、循環交付金による交付決定を行う場合には、事前に環境省から技術的援助を行い、違反している計画の是正をさせなければならないと主張している。

さらには、環境省が廃棄物処理法の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村に対して、その是正を求めずに交付決定をしている場合は、補助金適正化法3条1項の規定に違反して不公正な事務処理を行っていることになるとも述べている。この前提を踏まえれば、環境省が循環交付金の交付決定に当たって、廃棄物処理法に違反して策定された一般廃棄物処理計画の是正を求めずに、同交付金を交付している理由が分かる交付要綱以外の行政文書を作成・取得しているはずであると主張している。

イ しかし、環境省においては、ごみ処理基本計画策定指針や市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針などの周知による技術的助言を行っており、技術的助言を与えずに一般廃棄物処理施設の整備に必要な財政的援助を与えている事実はない。

ウ また、循環交付金は、廃棄物処理法等に交付の根拠となる規定が定

められているわけではなく（いわゆる「法律補助」ではない。）、内閣が作成し国会の審議・議決を経た予算に基づいて交付を行っている交付金である（いわゆる「予算補助」である。）。そのため、交付要件は地方公共団体が策定する地域計画に基づいた廃棄物処理施設の整備事業等に対し交付を行うものであり、交付要綱第2の1に記載のとおり、「循環型社会形成推進基本法15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物処理法5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法5条の2に規定する基本方針に沿って作成した地域計画に基づく事業等の実施」に要する経費に充てることが定められている。そのため、各市町村の策定する一般廃棄物処理基本計画は循環交付金の交付要件ではなく、さらに、廃棄物処理法上、個別の一般廃棄物処理基本計画が同法に従った適正な計画か否かについて、環境省の確認が必要とされている事実はない。

エ よって、適正な一般廃棄物処理計画を策定していない市町村に対して循環交付金に係る予算を執行することができるか否かを事前に定めている事実はなく、また実際に、本件審査請求を受け、執務室内の文書保管場所、執務室外の書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び共有フォルダの確認を行ったが、該当する資料の存在を確認することができなかったため、該当する行政文書は存在しないと判断するものである。

オ 審査請求人は環境省が循環交付金の交付決定に当たって、市町村が廃棄物処理法の規定に従って一般廃棄物処理基本計画を策定していることを、循環交付金の交付要件から意図的に除外しているため、審査請求人の求めている行政文書を保有していない場合は、その合理的な理由と法的根拠を理由説明書に明記しなければならないと主張している。

カ しかし、地方自治法（昭和22年法律第67号）2条16項において「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」旨を規定していることなどを考慮すれば、市町村が法令に違反していることを前提とする必要はなく、また、廃棄物処理法上、各市町村の一般廃棄物処理基本計画が同法に基づいた適正な計画か否かについて、環境省の確認が必要とされていない事実を踏まえると、環境省が循環交付金の交付決定に当たって、市町村が一般廃棄物処理基本計画を策定していることを交付要件から除外している理由が分かる行政文書の作成は法令上必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有するものに該当しないものであることから、環境省職員が作成する義務はないも

のと認識しているところである。

(2) 本件請求文書2について（原処分2）（諮問第894号）

ア 廃棄物処理法4条3項において、「技術的及び財政的援助を与えること」とされているが、技術的援助と財政的援助は必ずしも一体である必要はなく、分離して事務を行うことも可能である。また、財政的援助の一つである循環交付金の交付要件は地域計画であるため、循環交付金を利用する市町村の一般廃棄物処理計画がごみ処理基本計画策定指針に沿って策定されているか否かは要件となっていない。

イ そもそも、開示請求文書は「⑥同指針に対する環境省の法制度上の責務（同指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していない市町村に対する環境省の法制度上の責務を含む。）」であり、ごみ処理基本計画策定指針は廃棄物処理法4条3項に基づく技術的援助の一つとして作成されたものであるから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を開示している。

(3) 本件請求文書3ないし本件請求文書5について（原処分3、原処分4及び原処分7）（諮問第899号）

ア 審査請求人は、環境省が定めている交付要綱及び開示した行政文書は、廃棄物処理法及び補助金適正化法との整合性が確保されていない瑕疪のある行政文書であり、審査請求人の求めている行政文書には該当しないとして、対象文書の再特定とその開示を求めている。

イ 上記（1）ウに同旨。

ウ 以上のことから、審査請求人の求める行政文書の作成・取得はされておらず、また実際に、本件審査請求を受け、執務室内の文書保管場所、執務室外の書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び共有フォルダの確認を行ったが、該当する文書の存在を確認することができなかつたため、該当する行政文書は不存在であると判断するものである。

(4) 本件請求文書6ないし本件請求文書10について（原処分5、原処分6及び原処分9ないし原処分11）（諮問第900号）

上記（3）に同旨。

(5) 本件請求文書11について（原処分8）（諮問第901号）

ア 上記（1）ウに同旨。

イ 以上のことから、審査請求人の求める行政文書の作成・取得はされておらず、また実際に、本件審査請求を受け、執務室内の文書保管場所、執務室外の書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び共有フォルダの確認を行ったが、該当する文書の存在を確認することができなかつたため、該当する行政文書は不存在であると判断するものである。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人が主張する行政文書の作成・取得はしていないため、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和7年7月22日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第832号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年8月6日 | 諮問の受理（同第894号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書の收受（同上） |
| ⑤ 同月7日 | 諮問の受理（同第899号ないし同第901号） |
| ⑥ 同日 | 諮問庁から理由説明書の收受（同上） |
| ⑦ 同年9月2日 | 審査請求人から意見書を收受（同第832号） |
| ⑧ 同月22日 | 審査請求人から意見書を收受（同第894号及び同第899号ないし同第901号） |
| ⑨ 同年12月18日 | 令和7年（行情）諮問第832号、同第894号及び同第899号ないし同第901号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書に該当する文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、開示請求文言及び審査請求書の記載からみて、循環型社会形成推進交付金（循環交付金）の交付には、市町村が定める一般廃棄物処理計画が廃棄物処理法及びごみ処理基本計画策定指針に即して策定されていることが交付要件となっているとの前提で、特定県の特定村Aと特定村Bの一般廃棄物処理計画が廃棄物処理法6条2項の規定及びごみ処理基本計画策定指針に即して策定されていないので、両村に対し、循環交付金を交付することはできない旨主張し、これに関する環境省の見解及びその理由、事務処理の内容等が分かる文書の開示を求めて

いるものと解される。

(2) これに対し、諮問庁は、次のとおり主張する。

ア 循環交付金は廃棄物処理法等に交付の根拠となる規定が定められているわけではなく（いわゆる「法律補助」ではない。）、内閣が作成し国会の審議・議決を経た予算に基づいて交付を行っている交付金である（いわゆる「予算補助」である。）ため、交付要綱に従って交付を行っているところである。

イ 環境省において循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、各市町村の策定する一般廃棄物処理計画は交付要件ではない。循環交付金を利用する市町村の一般廃棄物処理計画がごみ処理基本計画策定指針に沿って策定されているか否かは交付要件ではない。

ウ 廃棄物処理法上、個別の一般廃棄物処理計画が同法に従った適正な計画か否かについて、環境省の確認が必要とされている事実はない。

エ 以上のことから、審査請求人の求める行政文書の作成・取得はされていない。

(3) そこで検討するに、審査請求人は、特定県の特定村Aと特定村Bの一般廃棄物処理計画が廃棄物処理法6条2項の規定及びごみ処理基本計画策定指針に即して策定されていないことを前提としていると解されるが、この前提を認めるに足りる事情は見当たらないから、審査請求人の主張はそもそも前提を欠くといわざるを得ない。

諮問庁の上記(2)の説明についてみると、当審査会において交付要綱及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領を確認したところ、環境省において循環交付金の交付について判断するに当たり、地域計画の審査をしていると認められるが、一般廃棄物処理計画の内容等を交付の要件としているとは認められず、諮問庁が、各市町村の策定する一般廃棄物処理計画は交付要件ではない旨説明すること（上記(2)イ）について、不自然、不合理な点は認められない。

また、市町村が定める個別の一般廃棄物処理計画が廃棄物処理法及びごみ処理基本計画策定指針に即して策定されているか否かについて、環境省においてこれを判断すべき根拠となる法律上の規定等は見当たらず、環境省がそのような判断をしているとは認められないから、上記(2)ウの諮問庁の説明を否定することはできない。

そうすると、審査請求人の主張は前提を欠くものであって、その前提において作成された行政文書は存在しないというべきであるから、環境省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有していない旨の諮問庁の説明を否定することはできない。

(4) したがって、環境省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文

書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、環境省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない
ので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙 1

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1 (諮問第 832 号)

環境省は、市町村が策定している一般廃棄物処理計画に対する「令和 5 年度調査」によって把握した状況を取りまとめた令和 6 年 4 月 22 日付け調査報告書において、①「市町村が廃棄物処理法 6 条 2 項 1 号から 5 号の事項のいずれかを記載していない場合は、同項に定められる計画の要件を満たしていないことになる。」としているが、②環境省が廃棄物処理法 6 条 2 項 1 号から 5 号の事項に定められる計画の要件を満たしていない一般廃棄物処理計画を策定している市町村に対して、③要件を満たすことを求めずに財政的援助を与えることができると判断している場合は、その合理的な理由と法的根拠が分かる行政文書（当該開示請求に当たって環境省が新たに作成・取得した行政文書を含む。）

(2) 本件請求文書 2 (諮問第 894 号)

環境省が、①環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していない市町村であっても、②他の市町村と共同で環境省の循環型社会形成推進交付金を利用して「ごみ処理の広域化」を推進することができると判断している場合は、③市町村は環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針を無視して同計画を策定することも可能になり、④環境省が同指針を作成して市町村に周知する意味もなくなることになるが、その場合であっても、⑤環境省において同指針を作成して市町村に周知する必要があると判断している場合は、⑥同指針に対する環境省の法制度上の責務（同指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していない市町村に対する環境省の法制度上の責務を含む。）の具体的な内容が分かる行政文書（当該開示請求に当たって環境省が新たに作成・取得した行政文書を含む。）

(3) 本件請求文書 3 (諮問第 899 号)

補助金適正化法 6 条 1 項の規定により、環境省（法律上は環境大臣）が市町村に対して循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）に対する交付を決定するときは、①補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、②補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを確認しなければならないことになっているが、環境省においてこれらのことの確認するために作成・取得している行政文書（環境省が補助金適正化法を所管している財務省から取得している行政文書及び環境省が環境省の担当職員のために作成しているマニュアルやチェックシート等を含む。）

(4) 本件請求文書 4 (諮問第 899 号)

環境省は、環境省が作成している循環型社会形成推進交付金交付取扱要領において、都道府県（法律上は都道府県知事）に対して都道府県の第一号法定受託事務として、①交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、②交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうかを確認するための事務処理を委託しているが、環境省において都道府県がこれらのこととを確認するために作成・取得している行政文書（環境省が補助金適正化法を所管している財務省から取得している行政文書及び環境省が都道府県の担当職員のために作成しているマニュアルやチェックシート等を含む。）

（5）本件請求文書5（諮問第899号）

環境省が市町村に対して行っている循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）を交付する事務処理において、市町村が、環境省が定めている補助金適正化法の規定に基づく補助事業者である市町村の「資格要件」（人口又は面積等に関する物理的な要件を除く。）を満たしているか否かについて判断するために行っている事務処理の具体的な内容が分かる行政文書（環境省が環境省の担当職員のために作成しているマニュアル及びチェックシート等を含む。）

（6）本件請求文書6（諮問第900号）

環境省は、環境省が内規として定めている循環型社会形成推進交付金交付要綱において、循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）に対する「交付要件」を定めているが、環境省が市町村に対して行っている同交付金を交付する事務処理において、環境省が定めている補助金適正化法の規定に基づく補助事業者である市町村の「資格要件」（人口又は面積等に関する物理的な要件を除く。）の具体的な内容が分かる行政文書（環境省が補助金適正化法を所管している財務省から取得している行政文書を含む。）

（7）本件請求文書7（諮問第900号）

環境省が内規として定めている循環型社会形成推進交付金交付要綱における循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）に対する「交付要件」に、補助金適正化法の規定に基づく補助事業者である市町村の「資格要件」（人口又は面積等に関する物理的な要件を除く。）が含まれている場合は、その「資格要件」の具体的な内容が分かる行政文書

（8）本件請求文書8（諮問第900号）

環境省が所管している廃棄物処理法の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していない特定県の特定村Bは、環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して同計画を策定していないことになるが、①環境省が同指針に対する、より一層の周知徹底を図るために、②同村の担当部局

内への直接的な周知を行っていない場合は、結果的に、③環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して同計画を策定していない市町村であっても、④他の市町村と共同で環境省の循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）を利用して「ごみ処理の広域化」を推進することができると判断していることになるので、その合理的な理由と法的根拠が分かる行政文書（環境省が特定県と取り交している電話や電子メールの記録及び当該開示請求に当たって環境省が新たに作成・取得した行政文書を含む。）

（9）本件請求文書9（諮問第900号）

環境省が、①環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していない市町村は、②他の市町村と共同で環境省の循環型社会形成推進交付金を利用して「ごみ処理の広域化」を推進することはないと判断している場合は、③環境省が作成している同指針に即して同計画を策定していない特定県の特定村Bが、④同県の特定村Aと特定市C村と共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して同交付金を交付することはできないことになるが、⑤環境省が同事務処理に対して、既に同交付金を交付している合理的な理由とその法的根拠が分かる行政文書（環境省が特定県と取り交している電話や電子メールの記録及び当該開示請求に当たって環境省が新たに作成・取得した行政文書を含む。）

（10）本件請求文書10（諮問第900号）

そもそも、国（法律上は各省各庁の長）が補助金適正化法の規定に基づく補助金等に係る予算を執行する場合は、①同法3条1項の規定により、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに“特に留意”して執行しなければならないことになっているが、①環境省が所管している廃棄物処理法の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していない市町村であり、②環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して同計画を策定していない市町村が、③他の市町村と共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して、④環境省（法律上は環境大臣）が循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）に係る予算を執行している場合であっても、⑤環境省において補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに“特に留意”して同交付金に係る予算を執行していると判断している場合は、その合理的な理由と法的根拠が分かる行政文書（当該開示請求に当たって環境省が新たに作成・取得した行政文書を含む。）

（11）本件請求文書11（諮問第901号）

環境省が、市町村に対して循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法

の規定に基づく補助金等）を交付した後で、その市町村が、環境省が定めている補助金適正化法の規定に基づく補助事業者としての「資格要件」（人口又は面積等に関する物理的な要件を除く。）を満たしていないことが判明した場合に、環境省が行っている事務処理（環境省が都道府県に対して要請している事務処理を含む。）又は環境省が行うことになる事務処理（環境省が都道府県に対して要請することになる事務処理を含む。）の具体的な内容が分かる行政文書

2 本件対象文書

- (1) 本件請求文書1の対象として特定された文書（原処分1）（諮問第832号）

循環型社会形成推進交付金交付要綱

- (2) 本件請求文書2の対象として特定された文書（原処分2）（諮問第894号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (3) 本件請求文書3ないし本件請求文書5の対象として特定された文書（原処分3、原処分4及び原処分7）（諮問第899号）

循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について

- (4) 本件請求文書6ないし本件請求文書9の対象として特定された文書（原処分5、原処分6、原処分9及び原処分10）（諮問第900号）

循環型社会形成推進交付金交付要綱

- (5) 本件請求文書10の対象として特定された文書（原処分11）（諮問第900号）

循環型社会形成推進交付金交付要綱

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

- (6) 本件請求文書11の対象として特定された文書（原処分8）（諮問第901号）

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

別紙 2

審査請求書（本件請求文書 1 に係る原処分 1）

- 1 そもそも、循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）は、環境省が内規で定めている行政上の基準であって、法律上の基準ではない。
- 2 したがって、環境省は、環境省が所管している廃棄物処理法の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村に対して、環境省の内規だけを法的根拠にして、財政的援助を与えることはできない。
- 3 なぜなら、環境省は、廃棄物処理法 4 条 3 項の規定により、市町村に対して同法 4 条 1 項の規定に基づく市町村の責務（一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努める責務を含む。）が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努める責務を有しているからである。
- 4 つまり、環境省は、市町村に対して、①財政的援助を与えることに努める責務だけでなく、②技術的援助を与えることに努める責務も有していることになるからである。（重要）
- 5 いずれにしても、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が、同法の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村に対して財政的援助を与える場合は、環境省が内規で定めている交付要綱にかかわらず、その前に、違反を是正するために必要な技術的援助を与えなければならないことになる。（重要）
- 6 そして、環境省は、その市町村が環境省の技術的援助に従って違反を是正していることを確認した上で、財政的援助を与えなければならないことになる。（重要）
- 7 そして、その市町村が環境省の技術的援助に従って違反を是正しない場合は、当然のこととして財政的援助を与えることはできないことになり、与えてはならないことになる。（重要）
- 8 ところが、環境省は、廃棄物処理法を所管している国の行政機関であるにもかかわらず、市町村が同法の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している場合であっても、その市町村に対して違反の是正を求めずに財政的援助を与えることができるという判断をしている。
- 9 ないし 13 （略）
- 14 ちなみに、環境省（法律上は環境大臣）は、補助金適正化法 3 条 1 項の規定により、補助金等（循環型社会形成推進交付金）に係る予算の執行に当たって、補助金等が公正に使用されるように努めなければならないことになっている。（重要）
- 15 言うまでもなく、環境省は、環境省の内規である「交付要綱」を法的根

拠にして、補助金適正化法3条1項の規定に基づく環境大臣の責務を免除することはできない。（重要）

1 6 そして、環境省が廃棄物処理法の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村に対して違反の是正を求めず財政的援助を与えている場合は、環境省（法律上は環境大臣）が明らかに補助金適正化法3条1項の規定に違反して不公正な事務処理を行っていることになる。（重要）

1 7 ないし 2 2 （略）

審査請求書（本件請求文書2に係る原処分2）

1 環循適発第25031722号、第25031723号、第25031725号、第25031726号及び第25031727号（原処分5、原処分6、原処分8ないし原処分10）における審査請求の理由と同じ。

2 ないし 1 4 （略）

審査請求書（本件請求文書3に係る原処分3）

1 ないし 3 （略）

4 ちなみに、廃棄物処理法4条1項の規定により、市町村は、①一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努める責務と、②一般廃棄物処理事業の実施に当たって必要となる施設（最終処分場を含む。）の整備に努める責務を有している。

5 そして、廃棄物処理法4条3項の規定により、国は、市町村に対して同法4条1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な「技術的及び財政的援助」を与えることに努める責務を有している。

6 また、補助金適正化法3条1項の規定により環境省（法律上は環境大臣）は、補助金等に係る予算の執行に当たって補助金等が公正に使用されるよう努める責務を有している。

7 そして、補助金適正化法6条1項の規定により、環境省（法律上は環境大臣）が市町村に対して補助金等の交付を決定する場合は、事前に、①補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、②補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかについて確認しなければならないことになっている。

8 したがって、環境省が市町村に対して廃棄物処理法4条3項の規定に従って財政的援助を与える場合、つまり、環境省が市町村に対して循環交付金を交付する場合は、同法と補助金適正化法の規定に従って公平かつ公正な事務処理を行わなければならないことになる。（重要）

9 そして、環境省が市町村に対して循環交付金を交付するための内規を定める場合も、環境省の事務処理の公平性・公正性を確保しなければならないことになる。（重要）

10 ところが、環境省は、当該審査請求人が過去に行った審査請求に対する理由説明書（令和7年（行情）諮問第293号）において、「環境省は循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、各市町村の一般廃棄物処理計画は交付要件ではない。」という主旨の説明を行っている。

（重要）

11 しかも、環境省は、当該審査請求人が過去に行った審査請求に対する理由説明書（令和7年（行情）諮問第293号）において、「環境省が各市町村の一般廃棄物処理計画を適正な計画か否かについて判断している事実はない。」という主旨の説明を行っている。（重要）

12 そして、環境省は、当該審査請求人が過去に行った審査請求に対する理由説明書（令和7年（行情）諮問第293号）において、「循環交付金については交付要綱及び交付取扱要領に基づいて交付決定を行うこととなる。」という主旨の説明を行っている。（重要）

13 さらに、環境省は、当該審査請求人が過去に行った審査請求に対する理由説明書（令和7年（行情）諮問第305）において、「地方自治法2条16項において地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない旨を規定していることなどを考慮すれば、市町村が法令に違反して事務処理を行っていることを前提にする必要はなく、市町村による法令違反を前提とした事務処理をあらかじめ定めておく必要性はない。」という主旨の説明を行っている。（重要）

14 及び 15 （略）

16 しかし、環境省には、環境省が令和6年に、①全国1741市町村を対象にして、市町村が策定している一般廃棄物処理計画に対する全国調査を行い、②令和5年11月時点において数多くの市町村が廃棄物処理法の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していなかった事実を環境省の公式サイトに公開している事実がある。

17 そして、特定県の特定村Bが廃棄物処理法6条2項1号の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していないことは事実である。

18 そして、特定県の特定村Aと特定村Bが廃棄物処理法6条2項5号の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していないことも事実である。

19 そして、環境省がすでに、特定県の特定村Aと特定村Bが特定市Cと共に推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して循環交付金に係る予算を執行している（廃棄物処理法4条3項の規定に従って財政的援助を与えている）ことも事実である。

20 及び 21 （略）

22 しかし、環境省が開示を決定した行政文書（循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について）は、環境省が内規で定めている交付要綱等に従って作成されているので、環境省（法律上は環境大臣）が

市町村に対して循環交付金の交付を決定するときに、補助金適正化法6条1項の規定に従って、①補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、②補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかについて確認することができないことになる。（重要）

2 3 なぜなら、環境省が内規で定めている交付要綱等は、法令に違反して事務処理を行っている市町村は存在していないという前提で定められているからである。（重要）

2 4 しかも、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が内規で定めている交付要綱等は、市町村が同法の規定に基づく市町村の法定計画として策定している一般廃棄物処理計画を交付要件から除外しているからである。（重要）

2 5 したがって、環境省が内規で定めている交付要綱等及び環境省が審査請求人に開示を決定した行政文書（循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について）は、廃棄物処理法及び補助金適正化法との整合性が確保されていない瑕疵のある行政文書になる。（重要）

2 6 以上により、環境省が当該審査請求人に対して開示を決定した行政文書（循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について）は、環境省が環境省の内規で定めている廃棄物処理法及び補助金適正化法との整合性が確保されていない瑕疵のある交付要綱等に従って環境省が作成している行政文書なので、当該審査請求人が開示を求めている行政文書には該当しない。

2 7 ないし 2 9 （略）

3 0 そして、環境省が、①法令に違反して事務処理を行っている市町村は存在していないという前提、及び、②廃棄物処理法に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村も存在していないという前提で環境省の内規として定めている交付要綱等が、③廃棄物処理法及び補助金適正化法との整合性が確保されている瑕疵のない行政文書であると判断している場合は、④国の行政機関である環境省の事務処理の正当性を証明するために、理由説明書にその合理的な理由と法的根拠を明記しなければならない。

3 1 ないし 3 4 （略）

審査請求書（本件請求文書4に係る原処分4）

1 環循適発第25031720号（原処分3）における審査請求の理由と同じ。

2 ないし 4 （略）

5 なぜなら、廃棄物処理法6条の2第1項の規定により、市町村が一般廃棄物処理事業を実施する場合は、市町村が策定している一般廃棄物処理計画に従って実施しなければならないことになっているので、①市町村が交付対象

事業を実施する場合も、市町村が策定している一般廃棄物処理計画に従って実施しなければならないことになり、②廃棄物処理法の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村が違反を是正せずに交付対象事業を実施する場合は、③結果的に、その市町村は廃棄物処理法の規定に違反して交付対象事業を実施することになってしまふからである。（重要）

- 6 つまり、環境省において交付対象事業の内容が適正であるかどうかについて判断するためには、同事業を実施する市町村が廃棄物処理法の規定に従って適正な一般廃棄物処理計画を策定していることを確認することが「必須要件」になるからである。（重要）
- 7 しかし、環境省は環境省が内規で定めている交付要綱等における交付要件から一般廃棄物処理計画を除外している。（重要）
- 8 そうなると、環境省において、市町村に対して交付要綱等に従って循環交付金に対する交付を決定する事務処理においても、環境省の事務処理が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうかについて確認することができないことになる。（重要）
- 9 ないし 17 （略）

審査請求書（本件請求文書5に係る原処分7）

- 1 環循適発第25031720号及び第25031721号（原処分3及び原処分4）における審査請求の理由と同じ。
- 2 ないし 10 （略）

審査請求書（本件請求文書6に係る原処分5）

- 1 地方自治法2条16項の規定により、市町村は法令に違反してその事務を処理してはならないことになっている。
- 2 そして、廃棄物処理法4条1項の規定により、市町村は、①一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）の適正な処理に必要な措置を講じるように努める責務と、②一般廃棄物処理事業の実施に当たって必要となる施設（最終処分場を含む。）の整備に努める責務を有している。
- 3 そして、廃棄物処理法4条3項の規定により、国は、市町村に対して同法4条1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な「技術的及び財政的援助」を与えることに努める責務を有している。
- 4 そして、市町村は、廃棄物処理法6条1項及び同法6条2項1号から5号の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定する責務を有している。
- 5 したがって、市町村が廃棄物処理法4条3項の規定に従って国の財政的援助を受ける場合は、①同法4条1項の規定に従って適正な事務処理を行っていること、そして、②同法6条1項及び同法6条2項1号から5号の規定に従って適正な事務処理を行っていることが市町村の「資格要件」になる。

- 6 つまり、①廃棄物処理法4条1項の規定に従って事務処理を行っていない市町村、そして、②同法6条1項及び同条2項1号から5号の規定に従って事務処理を行っていない市町村は、③同法4条3項の規定に従って国の財政的援助を受ける「資格要件」を満たしていないことになる。（重要）
- 7 なお、廃棄物処理法6条1項及び同条2項1号から5号の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していない市町村は、同法4条1項の規定に従って事務処理を行っていないことになる。（重要）
- 8 なぜなら、廃棄物処理法の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定していない市町村は、同法4条1項の規定に従って一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努めていることになるからである。（重要）
- 9 しかし、環境省が内規で定めている循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）は、循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）に対する交付要件から、市町村が策定している一般廃棄物処理計画を除外しているので、循環交付金を利用する市町村が同法に違反して同計画を策定している場合であっても、そのことを確認することができないことになる。
- 10 しかも、環境省は、法令に違反して事務処理を行っている市町村は存在していない（廃棄物処理法に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村は存在していない）という前提で交付要綱を定めているので、廃棄物処理法に違反して一般廃棄物処理計画を策定している市町村であっても、何の問題もなく循環交付金を利用することになる。
- 11 その証拠に、環境省は、廃棄物処理法に違反して一般廃棄物処理計画を策定している特定県の特定村Aと特定村Bが特定市Cと共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対してすでに循環交付金に係る予算を執行している。（重要）
- 12 そして、環境省は、特定県の特定村Bが廃棄物処理法6条2項1号の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定していることについて、当該審査請求人が過去に行った審査請求に対する理由説明書（令和7年（行情）諮問第293号）において、「市町村が廃棄物処理法6条2項1号の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している場合であっても、循環交付金を利用することは可能である。」という主旨の説明を行っている。（重要）
- 13 そして、環境省は、特定県の特定村Aと特定村Bが廃棄物処理法6条2項5号の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定していることについて、当該審査請求人が過去に行った審査請求に対する理由説明書（令和7年（行情）諮問第293号）において、「市町村が最終処分場の整備を行うか等については、廃棄物処理法6条2項5号の規定にかかわらず、市町村の自治事務として市町村自らが判断すべき事項である。」という主旨の説明を行っている。（重要）

- 1 4 したがって、環境省は、特定県の特定村Aと特定村Bが廃棄物処理法の規定に違反して一般廃棄物処理計画を策定している場合であっても、同法を所管している環境省の財政的援助を受ける「資格要件」を満たしていると判断していることになる。 (重要)
- 1 5 しかし、当該審査請求人は、特定県の特定村Aと特定村Bは、常識的に考えて（社会通念に照らして）、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省の財政的援助を受ける「資格要件」を満たしていないと判断している。 (重要)
- 1 6 なぜなら、補助金適正化法の規定においては「法令遵守」が補助事業者の「資格要件」になっているからである。 (重要)
- 1 7 そして、特定県の特定村Aと特定村Bが策定している一般廃棄物処理計画は法令（廃棄物処理法）に違反して策定されているからである。 (重要)
- 1 8 ないし 2 2 (略)

審査請求書（本件請求文書7に係る原処分6）

- 1 環循適発第25031722号（原処分5）に対する審査請求の理由と同じ。
- 2 ないし 9 (略)

審査請求書（本件請求文書8に係る原処分9）

- 1 環循適発第25031722号及び第25031723号（原処分5及び原処分6）における審査請求の理由と同じ。
- 2 なお、環境省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」は、廃棄物処理法4条3項の規定に基づく市町村に対する国の技術的援助の一環として作成されている。
- 3 そして、環境省は環境省がはじめて「ごみ処理基本計画策定指針」を作成した平成20年から、全国の都道府県に対して、管内の市町村に対する同指針の周知の徹底と指導方を要請している。
- 4 ちなみに、廃棄物処理法4条3項の規定に基づく市町村に対する国の技術的援助は、同法4条1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な支援を行うことを目的としている。
- 5 したがって、市町村が、環境省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に即して一般廃棄物処理計画を策定していない場合は、環境省は廃棄物処理法4条3項の規定に従って、その市町村に対して、その市町村が、環境省が作成している同指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していることを確認するまでは、財政的援助を与えることはできないことになる。 (重要)
- 6 なぜなら、国が市町村に対して廃棄物処理法4条3項の規定に従って必要な技術的援助を与えることに努めずに財政的援助を与えることに努めている

場合は、国が同規定に基づいて技術的援助を与えることに努める責務を放棄して財政的援助を与えることに努めていることになるからである。（重要）

7 つまり、環境省が、環境省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に即して一般廃棄物処理計画を策定していない市町村に対して必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えている場合は、結果的に環境省が市町村による法令違反を「黙認・助長」していることになるからである。（重要）

8 いずれにしても、特定県の特定村Bが、環境省が作成した「ごみ処理基本計画策定指針」に即して一般廃棄物処理計画を策定していないことは事実である。（重要）

9 そして、環境省が、環境省が作成した「ごみ処理基本計画策定指針」に即して一般廃棄物処理計画を策定していない特定県の特定村Bが、特定村Aと特定市Cと共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対してすでに循環交付金に係る予算を執行していることも事実である。（重要）

10 したがって、環境省は、環境省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に即して一般廃棄物処理計画を策定していない市町村であっても、環境省の循環型社会形成推進交付金を利用して、他の市町村と「ごみ処理の広域化」を推進することができると判断して事務処理を行っていることになる。（重要）

11ないし18 （略）

審査請求書（本件請求文書9に係る原処分10）

1 環循適発第25031726号（原処分9）における審査請求の理由と同じ。

2ないし7 （略）

審査請求書（本件請求文書10に係る原処分11）

1 環循適発第25031722号、第25031723号、第25031725号、第25031726号及び第25031727号（原処分5、原処分6及び原処分8ないし10）における審査請求の理由と同じ。

2ないし11 （略）

審査請求書（本件請求文書11に係る原処分8）

1 環境省が審査請求人に対して開示を決定した行政文書（循環型社会形成推進交付金交付取扱要領）は、環境省が環境省の内規として定めている循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて市町村が作成する循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）だけを対象にして定めている行政文書になる。

- 2 しかし、環境省は地域計画だけを法的根拠にして循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）に係る予算を執行することはできない。
- 3 また、市町村は地域計画だけを法的根拠にして交付要綱に基づく交付対象事業を実施することはできない。
- 4 なぜなら、地域計画は廃棄物処理法の規定に基づく市町村の法定計画ではないからである。（重要）
- 5 そして、市町村が一般廃棄物処理事業（交付要綱に基づく交付対象事業を含む。）を実施する場合は、①環境省が所管している廃棄物処理法6条の2第1項の規定により、②同法6条1項及び同条2項1号から5号の規定に従って市町村が策定している同法の規定に基づく市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画に従って実施しなければならないことになっているからである。（重要）
- 6 したがって、①市町村が環境省の内規である交付要綱に従って適正な地域計画を策定している場合であって、③その市町村が廃棄物処理法の規定に従って適正な一般廃棄物処理計画を策定していない場合は、③結果的に、その市町村は廃棄物処理法の規定に違反して交付要綱に基づく交付対象事業を実施することになる。（重要）
- 7 つまり、市町村が廃棄物処理法の規定に従って交付要綱に基づく交付対象事業を実施するためには、その市町村が同法の規定に従って一般廃棄物処理計画を策定することが「必須要件」になる。（重要）
- 8 したがって、市町村が環境省の循環交付金を利用する場合は、環境省が所管している廃棄物処理法の規定に従って適正な一般廃棄物処理計画を策定していることが「資格要件」になる。（重要）
- 9 にもかかわらず、環境省は環境省が内規で定めている交付要綱において、市町村が策定している一般廃棄物処理計画を循環交付金の交付要件から除外している。（重要）
- 10 そして、環境省は、環境省が所管している廃棄物処理法に違反して一般廃棄物処理計画を策定している特定県の特定村Aと特定村Bが、特定市Cと共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対してすでに循環交付金に係る予算を執行している。（重要）
- 11 そうなると、環境省が環境省の内規として定めている交付要綱は、はじめから、環境省が所管している廃棄物処理法に従って適正な一般廃棄物処理計画を策定していることを、循環交付金を利用する市町村の「資格要件」にしていなかったことになる。（重要）
- 12 つまり、環境省は、環境省の循環交付金を利用する市町村に対して、環境省が定めている内規（交付要綱）において、はじめから補助金適正化法の規定に基づく補助事業者等の「資格要件」を満たすことを免除していたことになる。（重要）

- 1 3 いざれにしても、市町村が、環境省が内規で定めている交付要綱に従つて適正な地域計画を作成することは、同交付要綱における「交付要件」であって、循環交付金を利用する市町村の「資格要件」ではない。（重要）
- 1 4 そして、市町村が補助金適正化法の規定に基づく補助事業者として補助金等を利用するときの「資格要件」を満たしていない場合は、環境省が内規で定めている交付要綱に従つて適正な地域計画を作成することはできないことになる。（重要）
- 1 5 ないし 2 2 （略）

各意見書

審査請求人は、種々主張するが、省略する。